

**「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

＜重点政策に関する提案・要望＞

Ⅲ 災害に強い県づくりに向けた提案・要望

大規模災害への備え

要望先：内閣府・総務省・財務省・
国土交通省・気象庁

県担当課：土地水政策課・危機管理課・消防防災課
道路政策課・河川砂防課・建築安全課
水道企画課

首都直下地震などの大規模災害が発生した場合には、東日本大震災と同様に広範な地域に被害が及ぶことが想定される。また、近年、台風の強大化や局地的な大雨の頻発が指摘されており、都市の浸水被害や山間部の土砂災害などの危険性が増大している。

平成25年9月には本県内で竜巻が短期間に連続して発生して甚大な被害をもたらした。被災者生活再建支援の課題が浮き彫りとなった。

東日本大震災を教訓とし、広域的な視点から震災対策の見直しを進めるとともに、様々な大規模災害から人命を守るため、治水対策、橋りょうを含む緊急時輸送道路整備など、安心・安全の確保に向けた対策を進める必要がある。

1 大規模地震対策の強化

内閣府・国土交通省

東日本大震災による教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の減災目標達成のための対策強化を図るとともに、その必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ これまでの想定をはるかに超える東日本大震災の発生により、国や地方公共団体では、地震対策や津波対策の再検討が迫られている。
- ・ 国において、首都直下地震対策特別措置法に基づく、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の見直しについて平成27年3月に閣議決定された。
- ・ 特に、首都直下地震は近い将来の発生が予想されており、東日本大震災の教訓を生かし、減災目標を達成すべく震災対策を進めていく必要がある。

○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）

- ・ 今後10年間で達成すべき減災目標
 - 死者数 約2万3千人からおおむね半減
 - 建築物全壊・焼失棟数 約61万棟からおおむね半減
- ・ 主な施策の具体目標
 - 住宅等の耐震化率（79%（H20）） 95%（H32）
 - 家具の固定率 65%（H36）【全国】
 - 密集市街地の感震ブレイカー等設置率 25%（H36）
 - 自主防災組織による活動カバー率 100%（H36）【1都3県】

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 首都直下地震の減災目標達成のための対策強化を図るとともに、その必要な財源を確保すること。

2 ハッ場ダム建設事業の推進

内閣府・総務省・財務省・国土交通省

ハッ場ダムについては、引き続き本体工事に必要な予算措置を講じ、早期に完成させること。

◆現状・課題

○事業参画団体： 埼玉県、東京都、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県の1都5県

○治水上の必要性

- ・ 昭和22年のカスリーン台風時の利根川の氾濫により甚大な被害を受けた本県にとって、利根川の治水対策は必要不可欠である。
- ・ ハッ場ダムは吾妻川流域における初めての大規模な洪水調節施設（集水面積711km²、治水容量6,500万m³）である。これにより、既存ダム群とあわせて利根川上流域での様々な降雨パターンに対応できるようになり、治水効果が高いことから早期の完成が必要である。

○利水上の必要性

- ・ 本県は、現在毎秒約26m³の水利権を取得しているが、この中にハッ場ダムへの参画を前提とした毎秒約7.5m³の暫定水利権が含まれており、この水量は約160万人分の水道水に相当する。
- ・ 暫定水利権は、異常気象などによる渇水時において、安定水利権より厳しい取水制限が行われることから、ハッ場ダムの早期完成による暫定水利権の安定化が水道水の安定供給には不可欠である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ ハッ場ダムは、治水・利水上必要不可欠なダムであるため、早期に完成させること。

3 被災者生活再建支援法の弾力的運用

内閣府

被災者生活再建支援法の運用に当たっては、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村が住宅全壊世帯数の基準を満たさない場合でも、同一災害であることをもって支援対象とするなど、弾力的な運用を図ること。

◆現状・課題

○被災者生活再建支援制度

- ・ 一定の要件に該当する市町村内の被災世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給される。
- ・ しかし、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村でも、住宅全壊被害を受けた世帯数が基準を満たさない場合には、支援金の支給が受けられない状況にある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 被災者生活再建支援法の運用に当たっては、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村が住宅全壊世帯数の基準を満たさない場合でも、同一災害であることをもって支援対象とするなど、弾力的な運用を図ること。

◆参考

被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会中間取りまとめ（平成 26 年 8 月）
委員／有識者、新潟県危機管理監、兵庫県防災企画局長、つくば市長、釜石市長の
計 9 名

4 火山噴火対策の強化

内閣府・気象庁

火山噴火被害の軽減を図るため、監視・観測体制の強化や大量の火山灰が降灰した場合における火山灰の処理について明確な指針を示すこと。

◆現状・課題

- ・ わが国には 110 の活火山があり、うち噴火警戒レベルが運用されている火山は 30 である。（平成 27 年 4 月現在）
- ・ 平成 26 年 9 月に噴火した御嶽山は、警戒レベルが運用されている火山ではあるが、レベル 1（平常）であったにも関わらず、突然の噴火により甚大な被害が発生した。
- ・ 火山噴火による被害の軽減を図るためには、予知技術の向上と監視・観測体制の強化が必要である。
- ・ 火山噴火により、火山灰が広範囲にかつ多量に降ることが考えられる。
- ・ 大量の火山灰は経済活動や県民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される。
- ・ このため、火山灰の処理について、国の明確な指針が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 火山噴火被害の軽減を図るため、監視・観測体制の強化や大量の火山灰が降灰した場合における火山灰の処理について明確な指針を示すこと。

5 竜巻の発生メカニズムの解明

内閣府・気象庁

竜巻の発生メカニズムを解明するため、省庁横断的・学際的な体制で研究を進めるとともに、竜巻被害防止のために必要な予算を確実に確保すること。

◆現状・課題

- ・ 近年、本県、茨城県、栃木県、群馬県など関東地方の内陸部において竜巻が短期間に多数発生し、また、今後とも発生するおそれがある。
- ・ このような竜巻の頻発には、地球温暖化などの大きな気候変動が原因と考えられるが、竜巻の発生メカニズムや発生の予測については、いまだ十分に解明されていないのが実情である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 竜巻の発生メカニズムを解明するため、省庁横断的・学際的な体制で研究を進めるとともに、竜巻被害防止のために必要な予算を確実に確保すること。

◆参考

竜巻等突風対策局長級会議報告（平成 25 年 12 月 26 日）
構成省庁／内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、気象庁、環境省

首都圏の交通網の骨格をなし、緊急輸送道路となっている圏央道や外環道、上尾道路、本庄道路、東埼玉道路などの整備については、必要とする予算を国の責任で確保し、整備を促進すること。

特に、圏央道の桶川北本 I C～白岡菖蒲 I C間の開通目標が平成27年度とされているが、一日も早く開通させること。

また、地域高規格道路である新大宮上尾道路（与野JCT～圏央道）については早期整備を図ること。

◆現状・課題

- (1) 圏央道（首都圏中央連絡自動車道）
 - ・整備位置 都心から半径およそ 40～60 k m の環状道路
 - ・延長 約 300 k m（うち約 230 k m は供用中）
 - ・埼玉県内 延長 58.4 k m（うち 47.6 k m は供用中）
- (2) 外環道（東京外かく環状道路）
 - ・整備位置 都心から約 15 k m の環状道路
 - ・延長 約 85 k m（うち約 34 k m は供用中）
- (3) 上尾道路（一般国道 17 号）
 - ・区間 さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田
 - ・延長 約 20 k m
- (4) 本庄道路（一般国道 17 号）
 - ・区間 深谷市岡～群馬県高崎市新町
 - ・延長 約 13 k m（国道 462 号以南約 6 k m は未事業化）
- (5) 東埼玉道路（一般国道 4 号）
 - ・区間 八潮市八條（外環道）～春日部市下柳（国道 16 号）
 - ・延長 約 18 k m
- (6) 新大宮上尾道路（地域高規格道路）
 - ・区間 さいたま市中央区円阿弥（与野 JCT）
～桶川市大字川田谷（圏央道）～鴻巣市箕田（一般国道 17 号）
 - ・延長 約 25 k m（うち約 16 k m が整備区間に指定）

公共施設の耐震化・長寿命化

要望先：内閣府・総務省・財務省・文部科学省
農林水産省・国土交通省

県担当課：農村整備課・道路政策課・道路環境課
河川砂防課・水辺再生課
教育局財務課・下水道管理課

災害時において、県民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるためには、緊急輸送道路の機能の確保は不可欠である。また、学校施設等は災害時に避難地や避難路として機能するなど、地域の防災性の向上に大きな役割を果たしている。さらに下水道は、被災時の公衆衛生を確保するうえで極めて重要な役割を果たしている。

しかし、これらの公共施設の多くが高度経済成長期以降に建設、整備されたもので、近年、老朽化が進んでおり、公共施設が果たすべき災害時の機能に支障を及ぼすおそれがある。また、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迫られ、将来に大きな負担が生じることも予想される。

このことから、公共施設の耐震化・長寿命化対策を計画的かつ総合的に推進し、災害に強い県づくりに積極的に取り組む必要がある。

7 大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進

国土交通省

大規模地震時に落橋等の甚大な被害から人命を守るため、橋りょう耐震補強に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

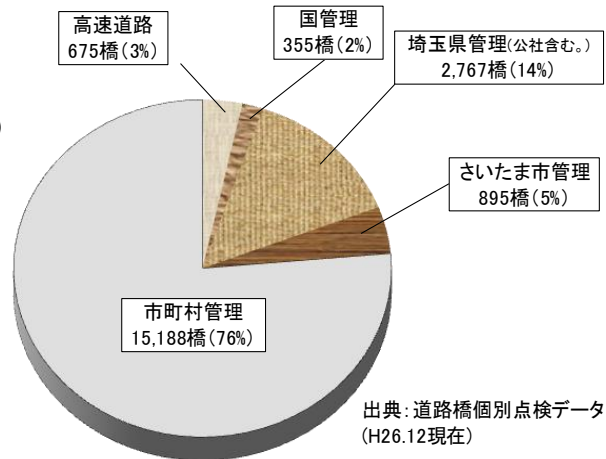
- ・ 阪神淡路大震災では多くの橋りょうで橋脚の損傷や橋桁の落下などが発生し、甚大な被害をもたらすとともに、復旧に多大な費用と長い期間を要した。この教訓から、本県は昭和55年よりも古い基準で建設され、かつ橋脚を有する橋りょうの耐震補強を計画的に進めてきた。
- ・ 東日本大震災では、救助活動や被災地支援などの災害対策の面で緊急輸送道路が大きな役割を果たした。そこで、緊急輸送道路の耐震補強が必要な橋りょうの対策を平成27年度末までに完了させることを目標に事業を推進してきた。
- ・ 併せて、平成26年度からは緊急輸送道路以外の橋りょうの耐震補強に着手し、道路ネットワークの強化を計画的に進めている。
- ・ 東京湾北部地震などの大規模地震の発生が予想される中、早急に震災被害の防止策を講じ県民の安心安全を確保する必要がある。

県や市町村が橋りょうを計画的に維持管理するため、点検、修繕及び更新に必要な財源を確保すること。

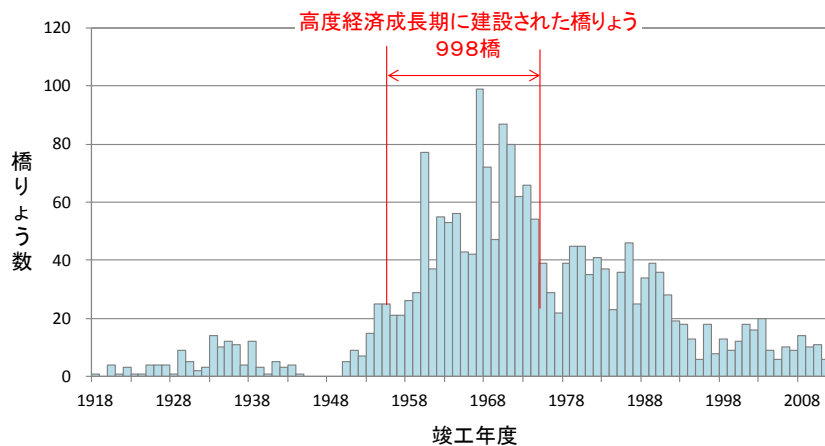
◆現状・課題

- 高度経済成長期に建設された多くの橋りょうが老朽化し、このまま放置すると一斉に大規模な修繕や架換えの時期を迎え、将来に大きな負担が生じることとなる。

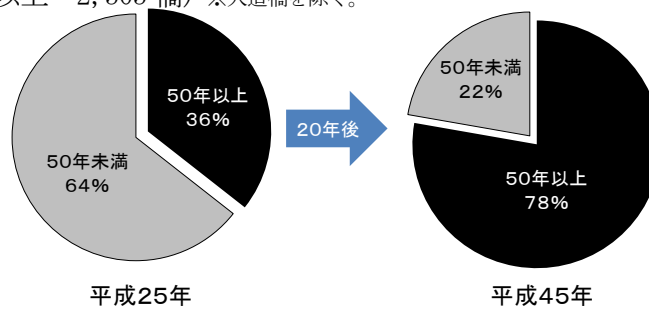
- 埼玉県内の橋りょう数
(橋長 2 m 以上 19,880 橋)
※人道橋を含む。



- 埼玉県管理の橋りょう竣工年次グラフ (平成 25 年 4 月 1 日時点)
(橋長 2 m 以上 2,505 橋) ※人道橋を除く。



- 架設後 50 年以上経過している橋りょう (本橋) の割合の推移
(橋長 2 m 以上 2,505 橋) ※人道橋を除く。



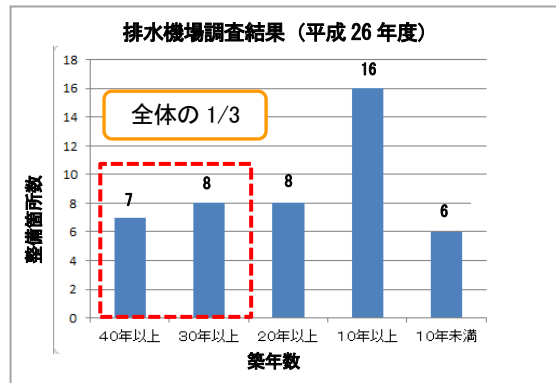
老朽化が進む埼玉県の橋りょう

老朽化した河川管理施設の長寿命化対策を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- 高度経済成長期（昭和 40 年代頃～昭和 50 年代頃）に建設された排水機場や矢板護岸は、その多くが老朽化しており、計画的な更新や修繕による施設の長寿命化が必要であるが、これには多額の費用を要する。

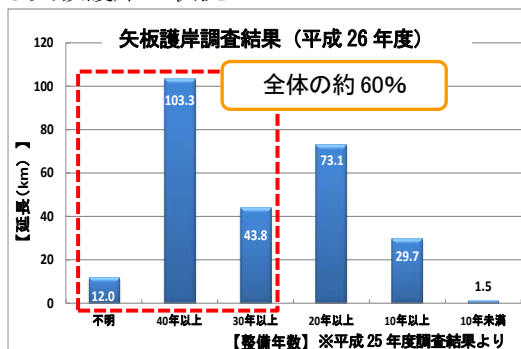
○排水機場の状況



- 排水機場は、45 機場のうち 15 機場（全体の 1 / 3）が整備後 30 年以上を経過



○矢板護岸の状況



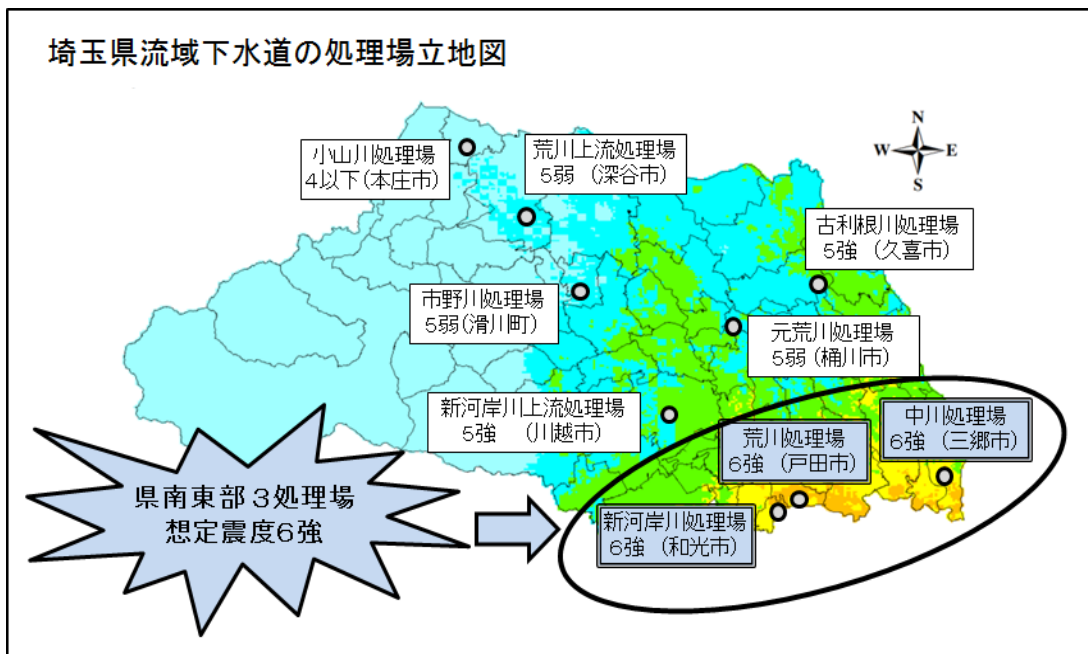
- 矢板護岸は、総延長約 264 k m のうち、約 160 k m（約 6 割）が整備後 30 年以上を経過



県民の安心・安全の確保に向け、老朽化した下水道施設の耐震化や更新などを推進するため、必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、8つの流域下水道で全体の9割の処理人口（約524万人）を担っており、大規模地震で流域下水道施設が被災した場合は県民生活に与える影響は甚大である。
- ・ 特に、今後30年以内の発生確率が70%以上といわれている東京湾北部地震では、震度6強と予想される県南東部地域に約462万人もの下水処理を担っている3つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策等が急がれる。
- ・ さらに、施設の老朽化も進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新期を迎えるとともに、管渠や土木・建築施設も概ね10年後頃から徐々に更新期を迎えるため、長寿命化対策を着実に進めていく必要がある。



○想定震度6強エリアの処理場

名称	場所	処理市町	下水処理人口	処理人口合計
荒川処理場	戸田市	5市	約182万人	約462万人
新河岸川処理場	和光市	13市町	約150万人	
中川処理場	三郷市	15市町	約130万人	

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 「埼玉県流域下水道総合地震対策計画」及び「埼玉県流域下水道長寿命化計画」を着実に実施するため、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）について必要な財源を確保すること。

ため池や排水機場、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 土地改良施設等は食糧生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしていることから、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮を図る必要がある。
- ・ 施設の多くは戦後の食糧増産の時代や高度経済成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全率の低下も懸念されている。
- ・ 国は平成26年に「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、戦略的な保全管理の推進を求めており、県も積極的に対策を実施していく。
- ・ 国の指示を受け一斉点検等を行った結果、地震時に損壊のリスクが高く、人命やライフラインへの影響が大きい施設が、ため池32箇所、農道橋26箇所となっている。早急に詳細調査を行って必要な対策工事を実施する必要がある。
- ・ 耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、早急に長寿命化対策を行っていく必要があり、必要な予算の確保が急務である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 県が実施する以下の事業に必要な財源を確保すること。
 - 農村地域防災減災事業
 - ため池、排水機場等の防災減災対策
 - 農山漁村地域整備交付金
 - 農道橋の防災減災対策、農業集落排水施設の長寿命化対策
- ・ 汚水処理施設整備交付金の交付対象を拡充すること。
 - 農業集落排水施設の改築を追加



東日本大震災で決壊したため池（福島県）



耐震補強を行った農道橋（市野川大橋 吉見町川島町）

12 学校施設の耐震化・長寿命化等の推進

内閣府・総務省・財務省・文部科学省

公立学校施設の耐震化や防災機能の強化、長寿命化、老朽化対策、空調設備の設置、トイレ改修などを進めるための措置を引き続き強力に推進するとともに、十分な財源を当初予算において確保すること。

東日本大震災復興特別会計における国庫補助事業の地方負担分は全国防災事業債の対象となっているが、平成 27 年度までの時限措置とされている。今後、実質的な地方負担が急増するおそれがあるため、全国防災事業債と同等の財政支援措置を継続すること。

私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化について、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、強力に推進すること。

◆現状・課題

- ・ 学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、地震や台風、竜巻等に対し、その安全性の確保は重要である。
- ・ 東日本大震災において、学校施設をはじめとした多くの施設が甚大な被害を受けたが、残された学校施設は避難所として多くの地域住民を受け入れており、災害時における避難拠点としての学校施設の重要性が再認識された。

○ 公立学校施設

- ・ 平成 26 年 4 月 1 日現在、本県の公立小中学校施設の耐震化率は 97.2%で、全国平均の 92.5%を上回っているが、耐震性のない棟数は 128 棟あり、耐震性の確保は喫緊の課題である。
- ・ 本県の公立小中学校施設の大半は昭和 44 年度から昭和 59 年度の児童生徒急増期に建設されている。今後はこれらの施設が更新時期を迎えることとなり、長寿命化や老朽化対策の推進は全国的な課題である。
- ・ 本県では近年、夏場の気温の上昇傾向が見られるため、市町村から空調設備設置の要望が寄せられている。

○ 私立学校施設

- ・ 平成 27 年度末までに私立学校の耐震化率 100%を目標に、県単の耐震改修補助制度を創設するなど取組を進めている。
- ・ しかし、全ての県立高校で耐震化が終了しているのに対し、平成 26 年 4 月 1 日現在の耐震化率については、私立高校は 84.3%、私立幼稚園は 79.1%にとどまっている。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
- ・ さらに、これまでの耐震診断の結果、70%以上が耐震工事が必要との判定が出ており、児童生徒等の安全が確保されているとは言い難い。
- ・ 今後も児童生徒数等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況である。

・平成 26 年度の状況

学種等		補助率 Is 値 0.3 未満	補助率 Is 値 0.3 以上	補助申請 校(園)数	補助決定 校(園)数
高等学校等	耐震補強	1 / 2	1 / 3	5	5
幼稚園	耐震補強	1 / 2	1 / 3	11	11
	改築	1 / 3	1 / 3	6	6

◆提案・要望の具体的内容

○ 公立学校施設

- ・ 東日本大震災復興特別会計における国庫補助事業（非構造部材の耐震化事業など）の地方負担分は全国防災事業債の対象となっているが、平成 27 年度までの時限措置とされている。今後、実質的な地方負担が急増するおそれがあるため、新たに緊急防災・減災事業債の対象にできることとし、元利償還金に対する地方交付税措置については、全国防災事業債と同等とすること。
- ・ 大規模改造（老朽）事業は外部改修と内部改修を同時に行う必要があるが、いずれかのみでの改修でも対象とするよう要件を緩和すること。また、学校設置者である各自治体による弾力的な運用に向けて対象事業費の下限額（7,000 万円）の引下げなども必要である。
- ・ 国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」における公共施設等の管理に関する基本的な考え方では、維持管理・修繕・更新等の実施方針として予防保全型維持管理の考え方を取り入れるよう要請している。各自治体が積極的に補修や改良を進めることができるよう地方単独事業における地方債措置の下限額（2,000 万円）を引き下げること。
- ・ 平成 26 年度に引き続き、27 年度当初予算においても、長寿命化や老朽化対策、教育環境の改善事業において採択が厳しいことが予想されている。このため耐震化や防災機能の強化、長寿命化、老朽化対策、空調設備の設置、トイレ改修など、各自治体が計画した全ての事業を年度当初から実施できるよう必要な財源を当初予算において全額確保すること。

○ 私立学校施設

- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等施設高機能化整備費）について、補助率を嵩上げし、必要な財源を確保すること。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）について、補助率を嵩上げするとともに、補助対象園数の拡大に必要な財源を確保すること。